

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（502））
2. 日 時：平成29年11月22日 10時00分～12時25分
13時35分～16：50

3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、角谷安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長（他6名）

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、11月7日に提出のあった『東海第二発電所「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』を用いて、「1.0 共通事項」について、これまでのヒアリングにおける指摘事項への回答として、資料の記載を変更した点等について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
 - 外部からの支援に係る事項において、「中長期的な物資輸送にも対応できるように支援計画を定める」としているが、その具体的な内容を資料に記載すること。
 - アクセスルートにおいて、薬品タンクからの漏えいを考慮した薬品防護具の配備を行っているが、炉心損傷前は薬品防護具を、炉心損傷後は自給式呼吸用保護具を着用することが分かるように記載を見直すこと。
 - 体制の整備において、例えば、先行プラントでは、福島第一原子力発電所事故から得られた教訓から、米国において非常時対応のために標準化されたICS（Incident command System）を参考に体制整備を図ることとしているが、東海第二として、福島第一原子力発電所事故から得られた教訓を生かした事例があれば記載すること。
 - 可搬型設備用軽油タンクの容量について、通常待機時は全8基中7基を使用し、残りの1基は検査やメンテナンスを実施するという運用が分かるように資料に記載すること。
 - 運転員が使用する運転手順書について、警報処置手順書、非常時運転手順書（事象ベース）、非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース）、非常時運転手順書Ⅲ（シビアアクシデント）と移行する流れに対し、それぞれの手順において、運転員だけでは対応できない場合又はそのおそれがある場合に災害対策本部に支援を要請するこ

とがわかるよう、記載を見直すこと。

- 技術的能力における、重大事故等対策における作業毎の想定時間等を設定する際の基本的な考え方については、新規に設置する設備の操作盤（タッチパネル式）の操作時間が類似機器等による訓練により見積もられた操作時間に包絡されることを示すこと。

6. その他

提出資料：

- ・なし